

京都女子大学研究倫理委員会規程

制定 平成 27 年 4 月 28 日

(目的)

第 1 条 京都女子大学研究倫理規準（以下「研究倫理規準」という。）第 18 条第 3 項に基づき、京都女子大学並びに京都女子大学大学院（以下「本学」という。）に、京都女子大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項及び任務)

第 2 条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 研究倫理規準に定める本学の責務に関する事項
- (2) 研究倫理規準の運用、解釈、改廃に関する事項
- (3) 研究倫理教育の基本に関する事項
- (4) 研究倫理に関する学長の諮問事項
- (5) その他必要な事項

(構成)

第 3 条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 教務部長
- (2) 各学部長
- (3) 臨床研究倫理審査委員会委員長
- (4) 組換え DNA 実験安全委員会委員長
- (5) 動物実験委員会委員長
- (6) 総務部長
- (7) 教員の中より学長が指名する者 若干名

2 学長は、必要に応じて有識者、弁護士等の専門家に委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第 1 項第 1 号から第 2 号の委員より学長が指名する。
- 3 副委員長は、前条第 1 項各号の委員より委員長が指名する。

(任期)

第 5 条 第 3 条第 1 項第 1 号から第 6 号に定める委員の任期は、その職にある期間とし、第 7 号に定める委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 第 3 条第 2 項に規定する委員の任期は、必要に応じて学長が決定するものとする。

(議事)

第 6 条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、議事は出席した委員の過半数で決する。

(学長への報告)

第 7 条 委員長は、委員会で議決された事項を、学長に報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第 8 条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(守秘義務)

第 9 条 委員会委員は、相談内容について個人のプライバシー保護に留意し、知り得た秘密は、これを他に漏らしてはならない。

(事務)

第 10 条 委員会の事務は、教務部学部事務課が行う。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、委員会及び評議会の議を経て、学長がこれを行う。

附則

この規程は、平成27年4月28日から施行する。